

廿日市市市民活動センター指定管理者募集概要（案）

※本案は、検討段階のものであり、内容が担保されるものではありません。

廿日市市市民活動センターは、市民活動の活発な市民主体の豊かで活力ある地域社会の実現を目指し、多様な主体による地域協働を形成するための施設です。施設の管理運営において、協働によるまちづくりをより推進していくことを目的として、施設が有する5つの機能（ネットワーク機能、相談機能、人材育成・研修機能、情報収集・提供機能、活動拠点機能）を充実することによって、施設利用者の満足度向上を図るため、市民活動センターとしての効用を十分に発揮できるよう、専門性を備えた運営体制を構築するため、廿日市市市民活動センター条例（平成17年条例第120号）に基づき、熱意を持って管理・運営に取り組んでいただける指定管理者を募集します。

◎募集スケジュール

日程	内容
募集要項公表 4月上旬	指定管理者募集要項の配布（1ヶ月間）
募集要項公表の2週間後	現地説明会の実施
募集要項公表の3週間以内	質問の受付
質問受付締切日から10日以内	質問の回答
募集要項公表から1ヶ月後	申請書提出期限
募集要項公表から2ヶ月後	プレゼンテーション
募集要項公表から2ヶ月半後	審査結果通知
募集要項公表から3ヶ月半後（7月下旬）	指定管理者候補者の決定通知

※日程については、上記より遅れる場合があります。

1 施設の概要

所在地：廿日市市住吉二丁目2番16号

設置目的：廿日市市市民活動センター条例第1条に掲げる「市民活動の活発な市民主体の豊かで活力ある地域社会の実現」と「多様な主体による地域協働の形成」の達成を目指す。

規模：RC造3階建

延床面積：1,715.55㎡（建物部分に限る。）

施設内容：第1研修室 90名 162㎡

第2研修室 48名 85㎡

第3研修室 30名 56㎡

和室 34名 49㎡

その他 無料の会議室（3部屋）、団体事務室（11団体）、ワーキングスペース

駐車場：区画線・車止めブロック設置は30台、身体障害者用は2台

竣工時期：昭和59年11月竣工、平成18年4月リニューアル開館

年間利用件数（団体）： 667件（令和2年度）

1,145件（平成26年度～平成30年度） 5年間の年間平均件数

2 指定管理業務の概要

(1) 組織体制の整備

(2) まちづくり活動事業に関する業務

- ア 情報の収集及び提供に関すること。
- イ 相談及び支援に関すること。
- ウ 調査及び研究に関すること。
- エ 研修及び講座等の実施に関すること。
- オ 交流連携及び促進に関すること。
- カ まちづくり活動への機運醸成に関すること。

(3) 施設の運営に関する業務

- ア 施設の利用促進に関すること。
- イ 施設の利用の許可に関すること。
- ウ その他施設の運営に必要なこと。

(4) 施設の管理に関する業務

- ア 危険管理及び安全対策に関する業務
- イ 環境維持管理（日常清掃）に関する業務
- ウ 施設、設備、備品の維持管理、軽微な修繕業務
- エ その他施設の管理に必要な業務

(5) その他の業務

詳細は別紙「 仕様書 」のとおり

(6) 自主事業

施設の設置目的に合致し、かつ、前各号の業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、自主事業を実施することができます。自主事業については、次のことに留意してください。

- ア 費用は、指定管理者の負担となります。
- イ 利用者から参加料など一定の料金を徴収することができます。
- ウ 毎年度、事業計画及び収支予算（決算）書を策定し、市の承認を得る必要があります。
- エ 自主事業の収支管理は、前各号の業務とは別に収支管理を行います。
- オ 事業終了後、事業内容と収支決算書を提出してください。

3 指定管理期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

4 指定管理者の申請要件

(1) 申請資格

- ア 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない。）。
- イ 複数の団体で構成するコンソーシアム（共同事業体）で申請する場合は、次の点に留意すること。
 - (ア) コンソーシアムにより構成された団体の正式な名称を設定すること。
 - (イ) 構成団体の中から代表となる団体を定め、責任体制を明確にするため、協定を締結すること。
 - (ウ) コンソーシアムの構成団体は、他のコンソーシアムの構成団体として、あるいは単独で申請を行うことはできない。
 - (エ) 構成団体のうち、1者でも欠格事項に該当するものがある場合は、申請を無効とする。
 - (オ) 指定管理者選定後の協議は、代表団体を中心に行うが、協定の締結に当たっては、構成団体すべてを協定当事者とし、協定に関する責任は構成団体すべてが負うことになる。

- ウ 指定期間中において、施設を安定的に管理することの可能なノウハウ・実施体制・経営基盤が確保されている法人若しくはその他の団体であること（法人格の有無は問わない。）。
- なお、応募者は、広島県内に事務所を有する団体に限り、個人での応募は受け付けない。
- エ 電気主任技術者、建造物環境衛生管理技術者など、施設を管理するに当たって必要な資格、免許を有すること（施設管理について、有資格者へ委託する場合は不要）。

(2) 欠格事項

団体及びその代表者が次の者に該当する場合は、選定対象外とします。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- エ 2年以内に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- オ 本市における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- カ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、廿日市市税を滞納している者
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体（以下「暴力団等」という。）
- ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- ケ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている者
- コ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している者

5 管理の基準

次に掲げる市民活動センターの利用に係る基本的な条件及び管理運営の基本的事項に沿って、市民活動センターを適正に管理運営することとします。

(1) 開館時間及び休館日

ア 開館時間

午前9時から午後9時30分まで

※ 指定管理者は、市長の許可を得て公益上又は管理上必要がある場合には、開館時間を臨時に変更することができます。

イ 休館日

月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日まで

ウ 臨時開館

市民活動ネットワーク登録団体のみ、休館日の臨時利用が可能です。

(2) 利用料金の設定

利用料金は、廿日市市民活動センター条例に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て決定することとし、料金の算定方法や納付方法の詳細については、別途定める必要があります。

なお、印刷代、備品等の廿日市市民活動センター条例に規定していない利用料金について

ては、別途お示しします。

(3) 市民活動ネットワーク登録団体

まちづくり活動を行う多様な主体が加入している「市民活動ネットワーク登録団体（約150団体）」と連携・協力することとします。また、今後設置を予定している「（仮称）市民活動ネットワーク登録団体連絡協議会」にて、団体と意見交換や情報共有・提供などの連携・協力を行いながら管理運営を行うこととします。

(4) 関係法令等の遵守

地方自治法等関係法令、廿日市市民活動センター条例等の規定を遵守し、適正な管理を行う必要があります。

(5) 平等かつ適切なサービスの提供

利用者に対して、平等かつ適切なサービスの提供を行う必要があります。

(6) 適切な施設等の維持管理

市民活動センターの施設、設備及び備品並びに展示品の維持管理を適切に行う必要があります。

(7) 適切な個人情報の取扱い

指定管理者は、指定管理業務を通じて取得した個人情報について、その取扱いに十分留意し、保護を図るために、別途締結する協定において必要な措置を講じることとします。

(8) 年度別事業計画書及び収支予算書の提出

毎年度、各年度の前の年度の2月末日までに、翌年度の事業計画書及び収支予算書について市と調整の上作成し、提出してください。

(9) 事業報告書の提出

毎月10日以内に前月の事業実施状況を報告してください。また、毎年度終了後、30日以内に指定管理業務全般に係る事業報告書を提出してください。

(10) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、市と協議の上委託することができます。この場合、市内業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用に努めてください。

(11) 守秘義務

指定管理者は指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。指定管理が終了した後も同様とします。

(12) 情報公開

指定管理者は、指定管理業務を通じて作成、取得した情報について、開示や提供の申出があった場合には、これにこたえるために情報公開規程の整備や、情報提供施策の充実などに努めることとします。

(13) 市民ニーズを反映したサービスの提供

市民に対するサービス向上のため、アンケートや意見交換会等を実施し、市民の意見要望等の把握とそれらを反映したサービスの提供に努めてください。

6 業務の範囲

(1) 市民活動センターの施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務

(2) 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、減免及び還付に関する業務

- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) まちづくり活動を行う市民及び団体の交流及び協働の推進に関する業務
- (5) その他廿日市市民活動センターの管理運営に必要な業務

業務内容の詳細は、別紙1【廿日市市民活動センター指定管理者仕様書】を参照してください。

7 申請の手続

この要項により指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を提出期間内に提出してください。

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 団体概要書
- ウ 事業計画書
- エ 役員等一覧
- オ 利用料金設定表（提案書）
- カ 収支計画書
- キ 誓約書
- ク 添付書類
 - (ア) 定款又は寄附行為及びこれらに相当する書類
 - (イ) 法人等であることを証する書類（登記事項証明書等）
 - (ウ) 申請書を提出する日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書（作成していない団体にあつては、これに相当する書類）
 - (エ) 申請を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - (オ) 業務遂行に当たって必要な資格、免許（一部事務事業委託を行う場合は不要）を有する旨の証明書
 - (カ) 上記に掲げるもののほか、市が必要と認める書類

(2) 提出部数

正本1部、副本（複製可）20部、不開示情報網掛け処理済1部

※ (1)のアからキまでの順に重ねて提出すること。

※ 正本・副本ともにステープラー止めは不要であること。

8 指定管理候補者の選定

(1) 選定内容

指定管理者募集に係る審査項目及び審査基準を審査し、申請者の順位付けを行い、第1位の申請者を指定管理者の候補者として選定します。

(2) 審査内容

ア 第1次審査

提出された指定管理者指定申請書等の書類をもとに、募集要項に定めた資格・要件が備わっているかどうかを審査します。また、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施します。

イ 第2次審査

「廿日市指定管理者選定委員会」において、審査項目及び審査基準ごとに事業計画書等の審査を行い、総合的な評価を行います。選定委員会の開催は、令和4年6月〇日（〇）

を予定しています。日程・場所等が決まり次第、通知します。また、申請者が1団体のみであった場合にも開催します。

なお、代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式10）を持参してください。

(3) 審査項目及び審査基準

選定委員会が候補者を審査するに当たっては以下の項目のとおり審査します。

審査項目
1 市民の平等な利用が確保されていること。 (1) 利用者の平等な利用の確保
2 施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (1) 施設の設置目的（まちづくり活動の活発な市民主体の地域社会の実現、多様な主体によるまちづくりの推進等）との適合性 (2) 利用者に対するサービス向上 (3) 利用促進、利用者増への取り組み (4) 利用料金について (5) その他、新規、魅力的な提案の有無
3 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (1) 当該施設の管理運営に係る市の経費 原則として、市が定める管理費内であり、かつ、最小限の費用で、最大限の効用が 発揮できる内容となっているか。 (2) 実現の可能性
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的、物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (1) 申請者の実績 (2) 人的能力（管理運営組織） (3) 物的能力 (4) 申請者の安定性、信頼性 (5) 申請者の取り組み姿勢
5 事業計画及び独自計画の提案等が、協働によるまちづくりを推進するための具体的な 施策の方向性を示している「第3期協働によるまちづくり推進計画」に沿ったものであ ること。

(4) 必要最低点

指定管理者候補者に選定できる基準は、原則として配点合計の110点満点の6割以上とし、この基準を超えない場合には、指定管理者候補者として選定しません。また、選定委員会が審査した結果、指定管理者候補者として適当な団体がないと判断する場合もあります。

9 指定管理料等

市民活動センターにおいては、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制度を採用します。従って、有料施設等の利用料金収入は、すべて指定管理者の収入となります。

また、本事業に係る経費のうち一定の額については、市が指定管理者に対して支払うこととします。経費の取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 指定管理料

市が指定管理者に支払うこととなる管理経費の上限額は、次のとおりです。

よって、この上限額を上回る応募は失格となります。

市が指定管理者に対して支払うこととなる管理経費については、全体額については基本協定で、毎年度の管理経費については年度別協定で明示することとします。（協定で定めた金額については、原則として変更することはありません。）

また、この額については、市が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税相当額が含まれたものであるので、注意してください。

管理経費の上限額案	約 1 億5,840万円（5 年間）
-----------	--------------------

(2) 会計年度区分

経理は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに区分してください。また、支払時期については、原則として四半期ごと（4月、7月、10月、1月）の前金払となります。

(3) 消費税率及び利用料金等の改定について

この上限額は、現時点の消費税率及び使用料等で算出しています。今後、新たな消費税率及び利用料金等が決定した段階で、改めて指定管理者と協議を行います。

(4) 施設又は設備修繕費

100,000円未満の修繕は、指定管理者が実施することとし、指定管理料に毎年度255,000円の施設又は設備の修繕に要する経費を含めていますので、収支計画書の修繕費に計上してください。

10 問い合わせ先

廿日市市自治振興部協働推進課（廿日市市市民活動センター内）

〒738-0014 廿日市市住吉二丁目2番16号

T E L : (0829) 32-3810

F A X : (0829) 32-3742

E-mail : kyodosuishin@city.hatsukaichi.lg.jp